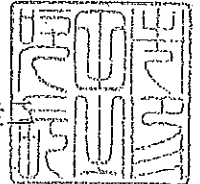


29 吹福高第 7665 号
平成 30 年 1 月 15 日
(2018 年)

吹田市個人情報保護審議会
会長 岡 豪敏 様

吹田市長 後藤 圭



個人情報の保護について(諮問)

吹田市個人情報保護条例第 8 条及び第 13 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

介護保険業務に関する帳票印刷、印字、封入・発送及びコールセンター業務委託に伴う委託業者への個人情報の目的外利用及び外部提供、並びに委託業者との電子計算機の結合について

介護保険業務に関する帳票印刷、印字、封入・発送及びコールセンター業務委託に伴う委託業者との電子計算機の結合について

<p>1. 諮問する項目 (諮問の根拠)</p>	<p>(1) 目的外利用及び外部提供の制限 (吹田市個人情報保護条例第8条第1項第6号及び第2項) (2) 実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限 (吹田市個人情報保護条例13条第1項第2号及び第2項)</p>
<p>2. 対象業務</p>	<p>介護保険業務に関する帳票印刷、印字、封入・発送及びコールセンター業務</p>
<p>3. 業務概要</p>	<p>(1) 業務概要 介護保険業務では市民の方に対して、保険料や給付費等についての各種帳票を発送しています。これらの帳票の印字から投函までを外部委託をすることで、品質向上を図るとともにセキュリティ、業務効率の向上も図っていきたいと考えています。 庁内で作成した印字データを印刷業務委託業者に伝送し、帳票印刷、印字、封入・発送及びコールセンター業務を一貫して同一業者へ委託を行います。</p> <p>(2) システム概要 別紙1「介護保険業務に関する帳票印刷、印字、封入・発送及びコールセンター業務 概要図」のとおりです。</p> <p>(3) 対象帳票 ア 口座振替済通知書 イ 催告書 ウ 督促状 エ 月次 保険料額決定通知書 オ 納付書 カ 仮算定 保険料額決定通知書 キ 本算定 保険料額決定通知書 ク 高額介護(予防)サービス支給(不支給)決定通知書 ケ 介護保険負担割合証 コ 介護給付費通知</p> <p>(4) コールセンター業務 「仮算定 保険料額決定通知書」及び「本算定 保険料額決定通知書」発送後に3週間程度コールセンターを設置します。(年2回)</p>
<p>4. 本業務導入の理由</p>	<p>吹田市では、平成24年から市税及び国民健康保険に関する帳票印刷、印字、封入・発送業務を委託しています。また、コールセンター業務につきましても、臨時福祉給付金業務で委</p>

	<p>託を実施しています。介護保険については、現在、封入業務のみを業務委託していますが、以下の(1)から(4)までのことを理由に帳票印刷、印字、封入・発送及びコールセンター業務を一貫して委託していく予定です。詳細は、別紙2「業務委託理由について」のとおりです。</p> <p>(1)印刷物及び電話対応の品質向上 (2)セキュリティの向上 (3)業務効率の向上 (4)コスト削減</p>
5. 審議に諮る理由	<p>以下のことを理由に個人情報保護審議会に諮問するものです。</p> <p>(1)個人情報を外部である委託先業者へ提供する必要があるため(吹田市個人情報保護条例第8条第1項第6号) 「公益上特に必要がある」と考えられるため、個人情報を外部である委託先業者へ提供するものです。 「公益上特に必要がある」とする理由については、別紙3「公益上特に必要があるとする理由について」のとおり。</p> <p>(2)個人情報を外部である委託先業者へ提供した旨及びその理由を本人に通知することを省略するため(吹田市個人情報保護条例第8条第2項) 「通知を要する対象者が大量な場合で本人が通知を受けても本人に選択する余地がない場合」に該当し、提供したすべての場合に本人に通知しなければならないとすると、いたずらに行政事務の非効率化と繁雑さを増し、本人も予期せぬ通知を受けて無用の煩わしさを感じるようになることとなるため本人に通知することを省略するものです。</p> <p>(3)個人情報を外部である委託先業者へ提供するにあたり、通信回線による電子計算機の結合が必要となるため(吹田市個人情報保護条例第13条第1項第2号) 「公益上特に必要がある」と考えられるため、外部である委託先業者へ提供するために、通信回線による電子計算機の結合をおこなうものです。 「公益上特に必要がある」とする理由については、別紙3「公益上特に必要があるとする理由について」のとおりです。</p>
6. 個人情報の内容	別紙4「外部結合に関する個人記録項目一覧表」のとおりです。
7. 伝送処理の時期	別紙5「業務スケジュール表」のとおりです。
8. セキュリティ対策	(1)伝送先の義務

	<p>(2) ネットワーク形態における対策 (3) ネットワーク接続回線における対策 (4) 通信・ネットワーク制御機器における対策 (5) その他の対策</p> <p>業者指名(又は募集要項)及び調達仕様書において、セキュリティに関する事項を明記します。 詳細は、別紙6「業者指名(又は募集要項)、仕様書、契約での制限」のとおりです。</p>
9. 例外的な取扱い運用	<p>(1) 吹田市個人情報保護条例第8条による目的外使用利用及び外部提供の制限の例外的な取扱い運用 印刷業務委託業者に帳票作成に必要なデータを、必要に応じて提供します。作業終了後、印刷業務委託業者は、データ消去を実施しますが、その際消去証明を発行します。</p> <p>(2) 吹田市個人情報保護条例第13条による実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限の例外的な取扱い運用 吹田市側には、庁内の他のネットワークと接続していない印刷業務委託の専用端末を設置し、印刷業務委託業者とデータのやり取りを行います。本市及び印刷業務委託業者に設置するすべての機器は、セキュリティレベルの高い部屋に設置するものとします。</p>
10. 今後の予定	<p>平成30年2月 市議会定例会へ提案 平成30年4月～5月 入札実施 平成30年10月 本業務運用開始</p>
11. 担当室課	福祉部高齢福祉室・介護保険グループ